

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則
新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
<p>(第1条 省略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(就学すべき学校の指定等)</p> <p>第3条 就学予定者等が市立学校に就学（転入学を含む。）する場合は、その者の住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号の住所をいう。以下同じ。）が属する区域を所管する区長（以下「居住区の区長」という。）は、別表に基づいて就学予定者等の就学すべき学校を指定し、就学通知書（第1号様式又は第1号様式の2）又は入学通知書（第2号様式）をもってその者の保護者（親権を行なう者。親権を行なう者がいないときは後見人をいう。以下同じ。）に通知する。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(特別調整通学区域)</p> <p>第4条 教育長は、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮のうえ、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>市立学校について特別調整通学区域を定めることができる。</u></p> <p>2 居住区の区長は、就学予定者等_____の住所が特別調整通学区域にあり、かつその者の保護者が希望するときは、前条の規定にかかわらず、教育長が定める市立学校を、当該就学予定者等の就学すべき学校として指定することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第5条～第7条 省略)</p>	<p>(第1条 省略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(就学すべき学校の指定等)</p> <p>第3条 就学予定者等が市立学校に就学（転入学を含む。）する場合は、その者の住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号の住所をいう。以下同じ。）が属する区域を所管する区長（以下「居住区の区長」という。）は、別表に基づいて就学予定者等の就学すべき学校を指定し、就学通知書（第1号様式又は第1号様式の2）又は入学通知書（第2号様式）をもってその者の保護者（親権を行なう者。親権を行なう者がいないときは後見人をいう。以下同じ。）に通知する。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(特別調整通学区域)</p> <p>第4条 教育長は、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮のうえ、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>教育長があらかじめ定める学校を選択することができる区域（以下「特別調整通学区域」という。）を設けることができる。</u></p> <p>2 居住区の区長は、就学予定者等<u>（ただし、学齢児童及び学齢生徒については、転入学を予定する者に限る。以下この項において同じ。）</u>の住所が特別調整通学区域にあり、かつその者の保護者が希望するときは、前条の規定にかかわらず、教育長が定める市立学校を、当該就学予定者等の就学すべき学校として指定することができる。</p> <p><u>3 前条第1項の規定は、前項によって学校を指定した場合について準用する。</u></p> <p>(第5条～第7条 省略)</p>

(省略)